

第8回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時
平成18年7月13日(木)午後1時15分から午後3時30分まで
- 第2 開催場所
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者
(委員)
板野裕爾, 大澤 廣, 片岡康夫, 金平祖隆, 高橋一郎, 二瓶由美子, 芳賀 裕, 平谷正弘(委員長), 山口哲子(五十音順, 敬称略)
(説明者)
近藤事務局長, 佐久山民事首席書記官, 高坂刑事首席書記官, 阿部事務局次長, 山方総務課長
(庶務)
高林総務課課長補佐, 栗田総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(平谷委員長)
 - 2 委員の交代
 - (1) 委員長から, 田口信太郎委員の辞任に伴い, 7月4日付けで板野裕爾委員が選任された旨説明
 - (2) 板野裕爾委員自己紹介
 - 3 議事
 - (1) 山方総務課長が, 裁判員制度広報活動状況, 裁判員裁判模擬裁判(第2回)実施結果及び今後の広報活動の予定について説明
 - (2) 裁判員裁判模擬裁判(第2回)の概要ビデオを視聴
 - (4) 佐久山民事首席書記官が, 労働審判制度についての説明
 - (5) 労働審判制度についての説明ビデオ視聴
 - (6) 感想及び議題(裁判員制度に関する今後の広報活動の在り方, 労働審判制度)についての意見交換等の要旨

【裁判員裁判模擬裁判についての感想等(●=委員長, ◎=委員(出演者), ○=委員)】

 - ◎ 今回は, 2日間にわたって模擬裁判を行った。報道関係者や学生等に裁判員役をお願いし, 評議においてはとても活発な意見交換をすることができたので, 本番でも同じように活発に議論ができればと思った。また, 検察官はゆっくりと分かりやすく話していたと思う。
 - 今回は, 裁判員役を外部の方をお願いしたが, 評議は和やかで活発なものだった。
 - 実際に模擬裁判を見学したが, 検察官の言葉が素人にもとても分かりやすかった。また, 図で説明をしてくれていたのも良かった。裁判員も最初はかなり緊張していたようだが, 2日間とても気が合うようになって, なかなか難しい事件にもかかわらず, 白熱した議論を展開していた。このような模擬裁判を見たり, 実際に経験したりすることで, 制度の趣旨や内容が分かってもらえるようになると思うので, 広報はとても大切だと思う。
 - 一般の方は, 刑事裁判手続自体を知らないと思うので, 制度が始まり, 実際に裁判員に選ばれる可能性が出てきた方々に対して事前の裁判傍聴等をしてもらうシステムが必要ではないか。

- 裁判員の候補者は事前に選ばれるので、そのようなシステムは必要だと思う。
 - 裁判員役となった学生達が、1日目終了後にグッタリして戻ってきた。情報量が多すぎ、また、他の裁判員役の方々に比べて知らないことが多すぎると話していた。2日目はだいぶ頭の中で事件の内容が整理できていたようだったので、自分達なりの率直な意見を恥ずかしがらずに発言するようにアドバイスをした。模擬裁判終了後学生達は、本当に良い勉強になり、この経験がこれからの力になると話していた。
 - 検察官の説明が分かりやすかったと評価していただいたが、長時間集中して聴くということはかなり大変だと実感したので、冒頭陳述も論告もまだまだ長いと考えている。
 - 県司法書士会では、毎年高校生に対し、クレジットやカード利用の注意点などをコント形式で指導している。話をしているだけでは眠ってしまうので、具体的なものを見せることで興味を持たせるようにしている。やはり視覚に訴える方が効果が残るので、そこをもっと工夫すれば良いのではないか。
- 【労働審判制度についての意見等(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)】
- 弁護士として制度を利用したが、非常によい制度だと思っている。労働審判員には労働者側、使用者側双方が選ばれ、また、審理の回数制限もあり裁判所としてもやりやすいのではないか。最終的な結論に若干の不満があったとしても現実的な結論は納得しやすい。
 - 労働審判員は事前に登録されているのか。
 - 労働関係に関する専門的な知識経験を有する方を労働者団体及び使用者団体から推薦を受け、あらかじめ最高裁判所が任命している。福島では双方5名ずつ、合計10名が任命されている。
 - 労働審議会委員をしていて労働審判の話もあったと記憶しているが、今回の説明を聞いて制度に対する理解が深まった。
 - どの裁判所に申し立てることになるのか。
 - 地裁本庁での取扱いになる。労働事件関係の申立てにはいくつか方法があるが、ふさわしいと思う方法を選んでいただくことになる。裁判所としてどれが最良かということはいえない。その中で、労働審判手続は、現実的な決着を図ることができるための簡便な手続といえる。
 - 限られた回数の中で主張と立証を行うことが必要となるので、まずは代理人(弁護士)が関与する必要があると考える。
 - 福島において、代理人がついていない例はあるか。
 - ◎ 代理人なしで申し立てられた例もある。
 - 福島において、具体的にはどのような申立てがあるのか。
 - ◎ 本日までに5件の係属があり、申立てはほとんど解雇問題であるが、最終的には金銭を支払う内容で解決している。期日において、当初は双方感情的なやりとりが多いが、回数を重ねると落ち着いてきて、裁判所の意見にも耳を傾けていただけるようになり、最終的にはお互いにある程度納得していただいていると感じている。これまで通常の訴訟においては、1年くらいかかることもあったが、労働審判手続は回数の制限があるので、2、3か月で終局している。
 - 調停委員として何度も労働問題にも関わったが、解決には非常に困難を伴った。この制度の良いところは、専門家の意見としての結果を示して説得できるころだと思う。
 - 勝ち負けではなく、現実的な落としどころで解決を図ることができる点がよい。

- 労働審判も法律扶助の対象になっている。費用返還の必要はあるが、代理人がついていた方が良いと思う。ただし、弁護士の受任者が少ないところに問題がある。財政的には問題はない。
 - 今年10月からは法律扶助も日本司法支援センターに委託することになる。ちなみに同センターの一般向けの業務として相談先の教示がある。どの機関に相談すべきか迷ったときに東京のコールセンターに電話をすると、適切な相談先を示した上で各地に振り分けることになる。
 - 自分が訴訟に関わったとき、何も分からずにすぐ弁護士に相談したが、そのような機関があれば、最初の情報収集としてとても役立つと思う。
- 4 委員会に対するアンケート依頼について
外部団体からの福島地方裁判所委員会に対するアンケートについて、それに対する回答をどうすべきか各委員に図ったところ、全員一致で回答しないこととした。
- 5 次回の予定等について
- (1) 次回の議題は、追って設定することとした。
 - (2) 次回開催期日を平成19年1月18日(木)午後1時15分からとすることです承された。

第5 閉会